

検査時に必要な書類（大阪府下）

R7. 4. 1以降工事着手Ver

建 築 物 の 構 造 規 模 等		R C 造				S 造				S R C 造				備 考
		階数3以上 又は延べ面積 500㎡を超える		左記以外の 2号建築		階数3以上 又は延べ面積 500㎡を超える		左記以外の 2号建築		階数3以上 又は延べ面積 500㎡を超える		左記以外の 2号建築		
		中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了	
A	工事監理報告書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
B	検査の特例を受けるための必要な写真		●		●		●		●		●		●	付属棟が3号建築物の場合
C	建築設備工事監理報告書様式集(標準)		●		●		●		●		●		●	小荷物専用昇降機については検査成績書提出
D	建築設備工事監理報告書(簡易版)		●		●		●		●		●		●	戸建住宅の場合のみの様式
E	省エネ基準工事監理報告書(住宅版) ※8		●		●		●		●		●		●	
	省エネ基準工事監理報告書(非住宅版) ※8		●		●		●		●		●		●	
	省エネ基準による設備機器の納品書等 ※8		●		●		●		●		●		●	
F	地盤調査報告書	◎		◎		◎		◎		◎		◎		設計地耐力が20KN/㎡を超える場合
G	地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査報告書	◎		◎		◎		◎		◎		◎		地盤改良基礎の場合
H	杭耐力試験報告書及び杭施工報告書	◎		◎		◎		◎		◎		◎		杭基礎の場合
I	コンクリート工事施工(計画・結果)報告書 ※1	●	●							●	●			
J	コンクリート骨材試験結果報告書 ※2	◎	◎							◎	◎			
K	コンクリート配合計画書 ※3	◎		◎		◎		◎		◎		◎		
L	フレッシュコンクリートの採取検査結果報告 ※4	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
M	コンクリート圧縮強度試験報告書 ※5	1週強度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		4週強度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
N	鉄筋、鋼材、ボルト等の品質証明書の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
O	鉄筋圧接(溶接)部強度・非破壊試験報告書 ※6	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
P	鉄骨溶接部開先形状及び非破壊検査報告書 ※7					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
Q	鉄骨工事施工状況報告書					●	●	●	●	●	●	●	●	
R	見え隠れによる構造及び未検査部分の工事写真	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
S	排水設備等工事検査済証の写し(和泉市のみ)		●		●		●		●		●		●	
T	緑化施設工事完了証明書(高石市のみ)		●		●		●		●		●		●	緑化率適合証明書の添付がある場合
U	大阪市サ高住の登録を受けたことを証する書類		●		●		●		●		●		●	

※ ●:提出が必要 ◎:提示又は提出が必要 ○:提示が必要です。(工作物も準用します。)

2025.7改訂版

※中間検査がない建物については、完了検査時に中間時必要書類もあわせて提出してください。

※1 コンクリート打込(計画・結果)表添付。計画は原則着工前提出。 ※2 試料採取回数は工事開始前に1回,工事期間中は毎月1回抜き取る。絶乾密度、吸水率、粒度試験(登録試験所によるもの)。

※3 単位水量185kg/㎡以下。 ※4 試料採取回数は1日1回かつ打込み量150㎡毎に1回(測定状況写真撮影)。

※5 試験回数は1日1回かつ打ち込み量150㎡毎に1回。階数3以上若しくは延べ面積500㎡を超える場合登録試験所によるもの。 ※6 登録試験所によるもの(第三者機関可)

※7 原則として超音波探傷試験(第三者機関による)とし他の試験を行う場合には検査員の判断による。工場溶接の突合せ溶接の検査数はJASS6による。現場溶接は原則として全数とする。開先形状の判断できる写真提示。

※8 検査日の3営業日前までに必ず提出して下さい。

検査時に必要な書類（大阪府下）

R7. 4. 1以降工事着手Ver

建 築 物 の 構 造 規 模 等		木 造				混 構 造				R C ・ S 造		認定型式住宅		備 考	
		2 号		3 号		木造と R C 造		木造と S 造		3 号					
		中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了		
A	工事監理報告書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3号建築の中間検査は表紙のみ提出で可	
B	検査の特例を受けるための必要な写真 (基礎配筋、建方時の金物・軸組写真)			●	●					●	●	●	●		
C	建築設備工事監理報告書様式集（標準）		●		●		●		●		●		○	小荷物専用昇降機については検査成績書提出	
D	建築設備工事監理報告書（簡易版）		●		●		●		●		●		○	戸建住宅の場合のみの様式	
E	省エネ基準工事監理報告書（住宅版） ※5		●		●		●		●		●		●		
	省エネ基準工事監理報告書（非住宅版）※5		●		●		●		●		●				
	省エネ基準による設備機器の納品書等 ※5		●		●		●		●		●		◎		
F	地盤調査報告書	◎		○		◎		◎		◎		◎	○	設計地耐力が20KN/m ² を超える場合	
G	地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査報告書	◎		◎		◎		◎		◎		◎	○	地盤改良基礎の場合	
H	杭耐力試験報告書及び杭施工報告書	◎		◎		◎		◎		◎		◎	○	杭基礎の場合	
I	コンクリート配合計画書 ※1	◎				◎		◎						特定木造建築物は納品書でも可	
J	フレッシュコンクリートの採取検査結果報告 ※2	◎				◎		◎							
K	コンクリート圧縮強度試験報告書	◎				◎		◎							
	※3※4		◎				◎		◎						
L	鉄筋、鋼材、ボルト等の品質証明書の写し	◎	◎			◎	◎	◎	◎					特定木造建築物は納品書でも可	
M	鉄筋圧接（溶接）部強度・非破壊試験報告書 ※6		◎			◎	◎	◎	◎						
N	鉄骨工事施工状況報告書							●	●						
O	見え隠れによる構造及び未検査部分の工事写真	◎	◎			◎	◎	◎	◎					特定木造建築物を含む	
P	排水設備等工事検査済証の写し（和泉市のみ）		●		●		●		●		●		●		
Q	令46条・47条に関する図書（堺市50㎡以上）			●								●		確認申請時に添付の場合は不要	
R	緑化施設工事完了証明書（高石市のみ）		●		●		●		●		●		●	緑化率適合証明書の添付がある場合	
S	大阪市サ高住の登録を受けたことを証する書類		●		●		●		●		●		●		

※ ●:提出が必要 ◎:提示又は提出が必要 ○:提示が必要です。（工作物も準用します。）

2025. 7改訂版

※中間検査がない建物については、完了検査時に中間時必要書類もあわせて提出してください。

※1 単位水量185kg/㎡以下。 ※2 試料採取回数は1日1回かつ打込み量150㎡毎に1回。（測定状況写真撮影）

※3 試験回数は1日1回かつ打ち込み量150㎡毎に1回。強度試験は登録試験所によるもの ※4 特定木造建築物は不要

※5 検査日の3営業日前までに必ず提出して下さい。 ※6 登録試験所によるもの（第3者機関可）